

回答書

第2回 令和8年6月12日

番号：山学物第24号

件名：山鹿市立小中学校デジタル教科書用パソコンリース業務（長期継続契約）

場所：山鹿市立小中学校

学校教育課長

質問事項について下記のとおり回答します。

番号	ページ	質問	回答
1		①賃貸借期間終了後のデータ消去作業について、受注者にて引き揚げ後、ソフトウェア使用により内部情報の消去を実施し、データ消去証明書の提出を行う理解でよろしいでしょうか。	機器引き揚げ後に受注者側専用ヤードでのデータ消去を行われる場合は、作業状況がわかる写真（作業前、作業中、作業後）とデータを消去したことを証明する旨を文書で提出してください。 なお、データ消去で専用ソフトを使用する場合は、事前に協議し、適切に実施できるものと判断した場合とします。認められない場合は物理的破壊をお願いすることがあります。
2		②賃貸借期間終了後の撤去作業について、貴市にて市内1か所に集約いただくことは可能でしょうか。難しい場合、納入場所ごとに集約いただくことは可能でしょうか。	撤去対象機器は各設置場所（13校）からの撤去となり、各学校1か所に集約します。
3		③屋外での賃貸借物件の利用は想定していますでしょうか。	各教室に設置している電子黒板と接続して使用するものであり、屋外での利用は想定しておりません。

4		④入札金額は賃貸借期間における総額の賃貸借料（消費税を除く）で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
5		⑤賃貸借契約書（案）を頂戴できますでしょうか。	本市の賃貸借契約書の様式を掲載します。
6		⑥当該賃貸借物件について、MDMサービスの提供を受ける場合、貴市の責任において、賃貸借物件の返還までにMDMの「端末ID」を削除し、MDMの管理対象外とする認識で宜しいでしょうか。なお、貴市で「端末ID」を削除されない場合、受注者は責任を負いかねますがご認識に相違ないでしょうか。	MDMの管理対象外とします。
7		⑦昨今の世界情勢や半導体不足等に伴う、受注者の責によらない納品遅延等が発生した場合、ペナルティは発生せず、納入期限およびリース開始日等を協議いただくことは可能でしょうか。	可能です。協議が必要になった場合はその都度適切に対応いたします。また、不可抗力によるものであれば、ペナルティ（指名停止や遅延違約金）の適用は行いません。
8		⑧山鹿市契約規則第29条（3）について、「規模をほぼ同じくする契約」とは契約金額が本件の契約金額の7割以上となる契約実績を指し、「数回以上」とは2回以上との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。